

新市建設計画 新旧対照表

	改正後	改正前
1	<p><b>第1章 序章</b></p> <p>1 合併の必要性 (略)</p> <p>2 計画策定の方針 1～2 (略)</p> <p>3 計画の期間 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成18年度から平成37年度までの20か年について定めるものとします。</p> <p>4 (略)</p>	<p><b>第1章 序章</b></p> <p>1 合併の必要性 (略)</p> <p>2 計画策定の方針 1～2 (略)</p> <p>3 計画の期間 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成18年度から平成27年度までの10か年について定めるものとします。</p> <p>4 (略)</p>
5	<p><b>第2章 新市の概況</b></p> <p>1 位置と地勢 (略)</p> <p>2 人口・世帯 (略)</p>	<p><b>第2章 新市の概況</b></p> <p>1 位置と地勢 (略)</p> <p>2 人口・世帯 (略)</p>
10	<p><b>第3章 主要指標の見通し</b></p> <p>1 人口 新市の人口は平成12年をピークに、以降はやや減少で推移し、平成37年には約48,000人となると推計されます。同年の年少人口比率は10.5%で、平成12年より5.5ポイント減少し、老年人口比率は36.7%で、平成12年より17.5ポイント上昇します。</p>	<p><b>第3章 主要指標の見通し</b></p> <p>1 人口 新市の人口はほぼ横ばいで推移し、平成27年度には約61,000人になると推計されます。同年の年少人口比率は13.4%で、平成12年より2.6ポイント減少し、老年人口比率は27.7%で、平成12年より8.5ポイント上昇します。</p>

頁	15の5	15の4	15の3
11	<p>2 世帯数 新市の世帯数は、平成 37 年に、約 20,000 世帯になる見通しです。</p> <p>3 就業人口 就業人口は、平成 37 年には約 22,000 人になると見込まれます。第 1 次産業への就業割合は平成 12 年の 15.7%から平成 37 年には 7.9%に減少し、かわって第 3 次産業の就業割合が増加すると推計されます。</p> <p>■新市の人口等の見通し 図表に平成 32 年及び平成 37 年を追加修正</p> <p>■主要指標の見通し 図表に平成 32 年及び平成 37 年を追加修正</p> <p>*平成 7 年から平成 22 年については、国勢調査実績値。ただし推計を行うため、年齢別人口は年齢不詳を按分しています。平成 27 年からは推計値。</p> <p>*人口の将来見通しについては、平成 27 年から平成 37 年のコーホート要因法<sup>※</sup>で推計を行いました。</p> <p>*世帯数は、平成 17、22 年の 1 世帯当り人数の減少傾向が今後も継続すると仮定して推計しました。</p> <p>*就業人口は、15 歳以上人口に対する就業人口の割合について、平成 22 年の実績が一定に推移すると仮定して推計しました。各産業分野の就業人口は、各産業分野の過去 3 回調査の人口割合の平均変化率をもとに推計しました。</p>	<p>2 世帯数 新市の世帯数は、平成 27 年に、約 22,000 世帯になる見通しです。</p> <p>3 就業人口 就業人口は、平成 27 年には約 31,000 人になると見込まれます。第 1 次産業への就業割合は平成 12 年の 15.7%から平成 27 年には 8.9%に減少し、かわって第 3 次産業の就業割合が増加すると推計されます。</p> <p>■新市の人口等の見通し</p> <p>■主要指標の見通し</p> <p>*平成 7 年と平成 12 年については、国勢調査実績値。ただし推計を行うため、年齢別人口は年齢不詳を按分しています。平成 17 年からは推計値。</p> <p>*人口の将来見通しについては、平成 7、12 年のセンサス変化率を用いたコーホート法<sup>※</sup>で推計を行いました。</p> <p>*世帯数は、平成 7、12 年の 1 世帯当り人数の減少傾向が今後も継続すると仮定して推計しました。</p> <p>*就業人口は、15 歳以上人口に対する就業人口の割合について、平成 12 年の実績が一定に推移すると仮定して推計しました。各産業分野の就業人口は、第 1 次産業割合が逡減傾向、第 2 次産業割合が一定という条件のもとに推計しました。</p>	

頁	改正後	改正前
12	<p>第4章 新市建設の基本方針</p> <p>1 新市の将来像 (略)</p> <p>2 新市の基本理念 (略)</p> <p>3 新市建設の基本目標 (略)</p> <p>4 地域別の整備方針 (略)</p>	<p>第4章 新市建設の基本方針</p> <p>1 新市の将来像 (略)</p> <p>2 新市の基本理念 (略)</p> <p>3 新市建設の基本目標 (略)</p> <p>4 地域別の整備方針 (略)</p>
13		
14		
17		
20	<p>第5章 新市の主要施策 (略)</p>	<p>第5章 新市の主要施策 (略)</p>
21	<p>1 暮らしを支える快適なまち (略)</p>	<p>1 暮らしを支える快適なまち (略)</p>
23	<p>2 水と緑が豊かな住みやすいまち 1～3 (略)</p> <p>4 上下水道の充実</p>	<p>2 水と緑が豊かな住みやすいまち 1～3 (略)</p> <p>4 上下水道の充実</p> <p>住みやすいまちづくりのためには、水道・電気・ガス・通信などのライフラインの整備が不可欠であり、新市では、関係機関との連携を強化し、受益者負担の原則をふまえて二 zones に応じた供給を図っていきます。上水道については、安全で良質な水を安定的に供給できるよう関係機関に働きかけていきます。下水道については、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、農業集落排水、合併処理浄化槽等によって新市の総合的な汚水処理を推進していきます。</p>
		<p>住みやすいまちづくりのためには、水道・電気・ガス・通信などのライフラインの整備が不可欠であり、新市では、関係機関との連携を強化し、受益者負担の原則をふまえて二 zones に応じた供給を図っていきます。上水道については、安全で良質な水を安定的に供給できるよう関係機関に働きかけていきます。下水道については、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、農業集落排水、合併処理浄化槽による新市の総合的な汚水処理を推進していきます。</p>

施策名	主要事業
自然環境の保全	生態系保全対策事業 遊歩道等整備事業 不法投棄等防止事業
循環型社会の形成	ゴミ減量化再資源化の推進事業 資源循環型農林業の推進事業 環境教育の推進事業 ISOネットワーク協議会活動支援
住環境の整備・充実	公園等整備事業 空港周辺騒音等対策事業
上下水道の充実	上下水道整備事業 公共下水道整備事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽設置促進事業

3 にぎわいや豊かな暮らしを創出するまち

(略)

4 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまち

1 地域医療の充実

医療については、かかりつけ医の普及を図るとともに、身近な病院や診療所と高度医療機関との一層の連携強化に努めます。また、医師会の協力を得て夜間診療体制や救急医療病院群輪番制※の充実、休日在宅当番医制などの充実に努めます。

施策名	主要事業
自然環境の保全	生態系保全対策事業 遊歩道等整備事業 不法投棄等防止事業
循環型社会の形成	ゴミ減量化再資源化の推進事業 資源循環型農林業の推進事業 環境教育の推進事業 (削除)
住環境の整備・充実	公園等整備事業 空港周辺騒音等対策事業
上下水道の充実	上下水道整備事業 (削除) 農業集落排水事業 合併処理浄化槽設置促進事業

3 にぎわいや豊かな暮らしを創出するまち

(略)

4 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまち

1 地域医療の充実

医療については、かかりつけ医の普及を図るとともに、身近な病院、診療所、中核医療機関、医療関係者との一層の総合連携強化に努めます。また、医師会の協力を得て夜間診療体制や救急医療病院群輪番制※の充実、休日在宅当番医制などの充実に努めます。

改正前

さらに、地域医療の拠点となる高度医療機関の誘致を図るなど、どのような疾病、けがに見舞われても、地域の中で完結した医療が受けられる体制づくりを促進するとともに、住民が多様な医療機関を受診しやすいよう交通手段の整備に努めます。

2～5 (略)

施策名	主要事業
地域医療の充実	医療ネットワーク事業
健康のまちづくりの推進	医療機関への交通手段の確保 健康のまちづくり事業 保健福祉施設整備事業 生活習慣病対策事業 健康福祉まつり事業
高齢者・障害者への支援の充実	介護保険サービス関連事業 介護予防・痴呆予防事業 高齢者の生活支援・生きがい対策推進事業 障害者の自立と社会参加の促進事業 シルバー人材センターの充実促進事業 入所施設等の充実促進事業
次世代の育成支援	次世代育成支援対策推進事業 保育施設整備事業

改正後

さらに、国・県の動向を注視しつつ持続可能な地域医療体制の充実を図るとともに、住民が多様な医療機関を受診しやすいよう交通手段の整備に努めます。

2～5 (略)

施策名	主要事業
地域医療の充実	医療ネットワーク事業 地方独立行政法人さんむ医療センター整備支援事業
健康のまちづくりの推進	医療機関への交通手段の確保 健康のまちづくり事業 保健福祉施設整備事業 生活習慣病対策事業 健康福祉まつり事業
高齢者・障害者への支援の充実	介護保険サービス関連事業 介護予防・認知症予防事業 高齢者の生活支援・生きがい対策推進事業 障がい者の自立と社会参加の促進事業 シルバー人材センターの充実促進事業 入所施設等の充実促進事業
次世代の育成支援	次世代育成支援対策推進事業 保育施設整備事業

頁	区の区	区の区	頁								
	<table border="1"> <tr> <td>子育て支援施設整備事業</td> <td>子育て支援施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>地域福祉の充実</td> <td>福祉ボランティアの育成・支援事業 福祉交流拠点の充実</td> </tr> </table>	子育て支援施設整備事業	子育て支援施設整備事業	地域福祉の充実	福祉ボランティアの育成・支援事業 福祉交流拠点の充実	<table border="1"> <tr> <td>子育て支援施設整備事業</td> <td>子育て支援施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>地域福祉の充実</td> <td>福祉ボランティアの育成・支援事業 福祉交流拠点の充実</td> </tr> </table>	子育て支援施設整備事業	子育て支援施設整備事業	地域福祉の充実	福祉ボランティアの育成・支援事業 福祉交流拠点の充実	
子育て支援施設整備事業	子育て支援施設整備事業										
地域福祉の充実	福祉ボランティアの育成・支援事業 福祉交流拠点の充実										
子育て支援施設整備事業	子育て支援施設整備事業										
地域福祉の充実	福祉ボランティアの育成・支援事業 福祉交流拠点の充実										
31	<p>5 人と人がふれあう文化の香り高いまち</p> <p>1 学校教育の充実</p> <p>学校教育では、基礎・基本を大切にし、自ら学ぶ意欲を引き出し、学力の向上を目指した各種学習プログラムの導入と指導体制の強化を図りま す。また、地域が培ってきた郷土の歴史や文化・芸能を積極的に取り入れ た教育や、新市の連帯感を醸成する教育を推進します。</p> <p>教育環境の整備では、<u>情報化社会に対応した教育の充実のため、学校に おける情報化の推進を図ります。また、安全で学習しやすい教育環境を提 供するため、老朽化した学校施設の施設充実を図るとともに、児童生徒数 の推移を踏まえた学校規模適正化・適正配置を推進します。</u></p> <p>さらに、学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協 力した一体となつて子どもやかな成長を図っていく観点から、地域に 開かれた学校づくりに取り組みます。</p>	<p>5 人と人がふれあう文化の香り高いまち</p> <p>1 学校教育の充実</p> <p>学校教育では、基礎・基本を大切にし、自ら学ぶ意欲を引き出し、学力 の向上を目指した各種学習プログラムの導入と指導体制の強化を図りま す。また、地域が培ってきた郷土の歴史や文化・芸能を積極的に取り入れ た教育や、新市の連帯感を醸成する教育を推進します。</p> <p>教育環境の整備では、<u>情報化社会に対応した教育の充実のため、学校に おける情報化の推進を図ります。また、安全で学習しやすい教育環境を提 供するため、老朽化した学校施設の施設充実を図るとともに、児童生徒数 の推移を踏まえた学校規模適正化・適正配置を推進します。</u></p> <p>さらに、学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協 力した一体となつて子どもやかな成長を図っていく観点から、地域に 開かれた学校づくりに取り組みます。</p>									
	<p>5 人と人がふれあう文化の香り高いまち</p> <p>1 学校教育の充実</p> <p>学校教育では、基礎・基本を大切にし、自ら学ぶ意欲を引き出し、学力 の向上を目指した各種学習プログラムの導入と指導体制の強化を図りま す。また、地域が培ってきた郷土の歴史や文化・芸能を積極的に取り入れ た教育や、新市の連帯感を醸成する教育を推進します。</p> <p>教育環境の整備では、<u>計画的に施設の整備充実を図るとともに、情報化 社会に対応した教育の充実のため、学校における情報化の推進を図ります。</u></p> <p>さらに、学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協 力した一体となつて子どもやかな成長を図っていく観点から、地域に 開かれた学校づくりに取り組みます。</p>	<p>2 生涯学習・生涯スポーツの推進</p> <p>新市の生涯学習施設や文化・スポーツ施設を、立地や特性により役割分 担させながら、市民一人ひとりが興味や関心に応じて、地域の自然や歴史・ 文化から暮らしに役立つ情報、技術まで、体系的・総合的に学び、楽し めるシステムづくりを進めます。</p>									

さらに、これまで各町村単位で取り組みられてきた各種サークル活動やボランティア活動の全市的な展開を促進し、新市の一体感の醸成を図ります。また公民館・体育館・グラウンドの整備を進めるなど、まちぐるみでの生涯学習・生涯スポーツの展開につなげます。

さらに、これまで各町村単位で取り組みられてきた各種サークル活動やボランティア活動の全市的な展開を促進し、新市の一体感の醸成を図ります。また公民館・体育館の整備を進めるなど、まちぐるみでの生涯学習・生涯スポーツの展開につなげます。

3 (略)

施策名	主要事業
学校教育の充実	小中学校施設整備事業 幼稚園施設整備事業 学校給食施設整備事業 情報教育環境整備事業 相談支援体制の充実
生涯学習・生涯スポーツの推進	生涯学習情報誌の発行 生涯学習指導者データベースの活用 市民スポーツ促進事業 生涯学習・スポーツ施設整備事業 陸上競技場改修事業
地域文化の継承と創造	文化の保存・管理事業 郷土芸能育成事業 歴史・文化施設整備事業 文化イベント情報

3 (略)

施策名	主要事業
学校教育の充実	小中学校施設整備事業 幼稚園施設整備事業 学校給食施設整備事業 情報教育環境整備事業 相談支援体制の充実
生涯学習・生涯スポーツの推進	生涯学習情報誌の発行 生涯学習指導者データベースの活用 市民スポーツ促進事業 生涯学習・スポーツ施設整備事業
地域文化の継承と創造	文化の保存・管理事業 郷土芸能育成事業 歴史・文化施設整備事業 文化イベント情報

改正前		改正後															
33	6 住民と行政が協働してつくるまち 1～3 (略)	6 住民と行政が協働してつくるまち 1～3 (略)	6 住民と行政が協働してつくるまち 1～3 (略)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策名</th> <th>主要事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民と行政の協働によるまちづくりの推進</td> <td>まちづくり条例の制定 地域振興基本方針の策定 コミュニティ施設整備事業 男女共同参画推進事業 国際・国内交流事業 ふるさとイベント事業 まちづくり情報誌の発行</td> </tr> <tr> <td>情報化の推進</td> <td>高度情報通信網整備事業 地域情報化推進事業 (民間CATV) の普及 電子自治体推進事業</td> </tr> <tr> <td>効率的で開かれ 行政の推進</td> <td>庁舎施設整備事業 広報・広聴の充実 市政モニター制度の導入 (削除) 行政評価の導入 満足度・重要度を基本とした市民アンケート事業 の実施 行財政運営の効率化の推進と財政状況の公表</td> </tr> </tbody> </table>	施策名	主要事業	住民と行政の協働によるまちづくりの推進	まちづくり条例の制定 地域振興基本方針の策定 コミュニティ施設整備事業 男女共同参画推進事業 国際・国内交流事業 ふるさとイベント事業 まちづくり情報誌の発行	情報化の推進	高度情報通信網整備事業 地域情報化推進事業 (民間CATV) の普及 電子自治体推進事業	効率的で開かれ 行政の推進	庁舎施設整備事業 広報・広聴の充実 市政モニター制度の導入 (削除) 行政評価の導入 満足度・重要度を基本とした市民アンケート事業 の実施 行財政運営の効率化の推進と財政状況の公表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策名</th> <th>主要事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民と行政の協働によるまちづくりの推進</td> <td>まちづくり条例の制定 地域振興基本方針の策定 コミュニティ施設整備事業 男女共同参画推進事業 国際・国内交流事業 ふるさとイベント事業 まちづくり情報誌の発行</td> </tr> <tr> <td>情報化の推進</td> <td>高度情報通信網整備事業 地域情報化推進事業 (民間CATV) の普及 電子自治体推進事業</td> </tr> <tr> <td>効率的で開かれ 行政の推進</td> <td>庁舎施設整備事業 広報・広聴の充実 市政モニター制度の導入 品質・環境マネジメントシステムの維持・推進 品質マネジメントシステムと行政評価の並行導入 満足度・重要度を基本とした市民アンケート事業 の実施 行財政運営の効率化の推進と財政状況の公表</td> </tr> </tbody> </table>	施策名	主要事業	住民と行政の協働によるまちづくりの推進	まちづくり条例の制定 地域振興基本方針の策定 コミュニティ施設整備事業 男女共同参画推進事業 国際・国内交流事業 ふるさとイベント事業 まちづくり情報誌の発行	情報化の推進	高度情報通信網整備事業 地域情報化推進事業 (民間CATV) の普及 電子自治体推進事業	効率的で開かれ 行政の推進
施策名	主要事業																
住民と行政の協働によるまちづくりの推進	まちづくり条例の制定 地域振興基本方針の策定 コミュニティ施設整備事業 男女共同参画推進事業 国際・国内交流事業 ふるさとイベント事業 まちづくり情報誌の発行																
情報化の推進	高度情報通信網整備事業 地域情報化推進事業 (民間CATV) の普及 電子自治体推進事業																
効率的で開かれ 行政の推進	庁舎施設整備事業 広報・広聴の充実 市政モニター制度の導入 (削除) 行政評価の導入 満足度・重要度を基本とした市民アンケート事業 の実施 行財政運営の効率化の推進と財政状況の公表																
施策名	主要事業																
住民と行政の協働によるまちづくりの推進	まちづくり条例の制定 地域振興基本方針の策定 コミュニティ施設整備事業 男女共同参画推進事業 国際・国内交流事業 ふるさとイベント事業 まちづくり情報誌の発行																
情報化の推進	高度情報通信網整備事業 地域情報化推進事業 (民間CATV) の普及 電子自治体推進事業																
効率的で開かれ 行政の推進	庁舎施設整備事業 広報・広聴の充実 市政モニター制度の導入 品質・環境マネジメントシステムの維持・推進 品質マネジメントシステムと行政評価の並行導入 満足度・重要度を基本とした市民アンケート事業 の実施 行財政運営の効率化の推進と財政状況の公表																



頁	改正後	改正前
35	<p>第6章 新市における県事業の推進</p> <p>1 県の役割 (略)</p> <p>2 新市における県事業 (略)</p>	<p>第6章 新市における県事業の推進</p> <p>1 県の役割 (略)</p> <p>2 新市における県事業 (略)</p>
36	<p>第7章 公共的施設の統合整備</p> <p>(略)</p>	<p>第7章 公共的施設の統合整備</p> <p>(略)</p>
37	<p>第8章 財政計画</p> <p>財政計画は、新市における20年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。</p> <p>作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う変動要因や主な節減効果等を反映させるとともに、合併特例債等の財政措置を勘案しています。</p> <p>【歳入】 (略)</p> <p>【歳出】 (略)</p> <p>○歳入 平成28年度から平成37年度までを追加修正 ○歳出 平成28年度から平成37年度までを追加修正</p>	<p>第8章 財政計画</p> <p>財政計画は、新市における10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。</p> <p>作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う変動要因や主な節減効果等を反映させるとともに、合併特例債等の財政措置を勘案しています。</p> <p>【歳入】 (略)</p> <p>【歳出】 (略)</p> <p>○歳入 ○歳出</p>
38	<p>第7章 公共的施設の統合整備</p> <p>(略)</p>	<p>第7章 公共的施設の統合整備</p> <p>(略)</p>
39	<p>第8章 財政計画</p> <p>財政計画は、新市における20年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。</p> <p>作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う変動要因や主な節減効果等を反映させるとともに、合併特例債等の財政措置を勘案しています。</p> <p>【歳入】 (略)</p> <p>【歳出】 (略)</p> <p>○歳入 平成28年度から平成37年度までを追加修正 ○歳出 平成28年度から平成37年度までを追加修正</p>	<p>第8章 財政計画</p> <p>財政計画は、新市における10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。</p> <p>作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う変動要因や主な節減効果等を反映させるとともに、合併特例債等の財政措置を勘案しています。</p> <p>【歳入】 (略)</p> <p>【歳出】 (略)</p> <p>○歳入 ○歳出</p>
40	<p>第7章 公共的施設の統合整備</p> <p>(略)</p>	<p>第7章 公共的施設の統合整備</p> <p>(略)</p>

頁	参考用語説明	参考用語説明												
43	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 1899 331 1944">頁</th> <th data-bbox="300 1742 331 1899">用語</th> <th data-bbox="300 1066 331 1742">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 1899 375 1944">11</td> <td data-bbox="343 1742 375 1899">コ－ホ－ト要因法</td> <td data-bbox="343 1066 938 1742">コ－ホ－トとは群れの意味。5歳の集団（人口）は5年後には9歳の集団（人口）になるが、「コ－ホ－ト法」による人口推計では、そうした年齢集団の人口増減率が将来的に一定であると仮定して、年齢集団ごとの人口を推計し、合算して全年齢層の人口を推計する。コ－ホ－ト法による人口推計には、センサス変化率法とコ－ホ－ト要因法があり、センサス変化率法では、年齢集団の人口増減率を国勢調査実施年で計算することから「センサス変化率」と呼ぶ。コ－ホ－ト要因法では、年齢集団の人口増減率を自然増減と社会増減に分割してそれぞれで将来年度の推計を行い、それを合算して人口を推計する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	頁	用語	説明	11	コ－ホ－ト要因法	コ－ホ－トとは群れの意味。5歳の集団（人口）は5年後には9歳の集団（人口）になるが、「コ－ホ－ト法」による人口推計では、そうした年齢集団の人口増減率が将来的に一定であると仮定して、年齢集団ごとの人口を推計し、合算して全年齢層の人口を推計する。コ－ホ－ト法による人口推計には、センサス変化率法とコ－ホ－ト要因法があり、センサス変化率法では、年齢集団の人口増減率を国勢調査実施年で計算することから「センサス変化率」と呼ぶ。コ－ホ－ト要因法では、年齢集団の人口増減率を自然増減と社会増減に分割してそれぞれで将来年度の推計を行い、それを合算して人口を推計する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 949 331 994">頁</th> <th data-bbox="300 792 331 949">用語</th> <th data-bbox="300 120 331 792">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 949 375 994">11</td> <td data-bbox="343 792 375 949">センサス変 化率を用い たコ－ホ－ ト法</td> <td data-bbox="343 120 938 792">センサスとは国勢調査、コ－ホ－トとは群れの意味。5歳の集団（人口）は5年後には9歳の集団（人口）になるが、「コ－ホ－ト法」による人口推計では、そうした年齢集団の人口増減率が将来的に一定であると仮定して、年齢集団ごとの人口を推計し、合算して全年齢層の人口を推計する。コ－ホ－ト法による人口推計には、センサス変化率法とコ－ホ－ト要因法があり、センサス変化率法では、年齢集団の人口増減率を国勢調査実施年で計算することから「センサス変化率」と呼ぶ。コ－ホ－ト要因法では、年齢集団の人口増減率を自然増減と社会増減に分割してそれぞれで将来年度の推計を行い、それを合算して人口を推計する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	頁	用語	説明	11	センサス変 化率を用い たコ－ホ－ ト法	センサスとは国勢調査、コ－ホ－トとは群れの意味。5歳の集団（人口）は5年後には9歳の集団（人口）になるが、「コ－ホ－ト法」による人口推計では、そうした年齢集団の人口増減率が将来的に一定であると仮定して、年齢集団ごとの人口を推計し、合算して全年齢層の人口を推計する。コ－ホ－ト法による人口推計には、センサス変化率法とコ－ホ－ト要因法があり、センサス変化率法では、年齢集団の人口増減率を国勢調査実施年で計算することから「センサス変化率」と呼ぶ。コ－ホ－ト要因法では、年齢集団の人口増減率を自然増減と社会増減に分割してそれぞれで将来年度の推計を行い、それを合算して人口を推計する。
頁	用語	説明												
11	コ－ホ－ト要因法	コ－ホ－トとは群れの意味。5歳の集団（人口）は5年後には9歳の集団（人口）になるが、「コ－ホ－ト法」による人口推計では、そうした年齢集団の人口増減率が将来的に一定であると仮定して、年齢集団ごとの人口を推計し、合算して全年齢層の人口を推計する。コ－ホ－ト法による人口推計には、センサス変化率法とコ－ホ－ト要因法があり、センサス変化率法では、年齢集団の人口増減率を国勢調査実施年で計算することから「センサス変化率」と呼ぶ。コ－ホ－ト要因法では、年齢集団の人口増減率を自然増減と社会増減に分割してそれぞれで将来年度の推計を行い、それを合算して人口を推計する。												
頁	用語	説明												
11	センサス変 化率を用い たコ－ホ－ ト法	センサスとは国勢調査、コ－ホ－トとは群れの意味。5歳の集団（人口）は5年後には9歳の集団（人口）になるが、「コ－ホ－ト法」による人口推計では、そうした年齢集団の人口増減率が将来的に一定であると仮定して、年齢集団ごとの人口を推計し、合算して全年齢層の人口を推計する。コ－ホ－ト法による人口推計には、センサス変化率法とコ－ホ－ト要因法があり、センサス変化率法では、年齢集団の人口増減率を国勢調査実施年で計算することから「センサス変化率」と呼ぶ。コ－ホ－ト要因法では、年齢集団の人口増減率を自然増減と社会増減に分割してそれぞれで将来年度の推計を行い、それを合算して人口を推計する。												
2, 15, 21, 28, 29, 30, 43	○用語の統一 「障がい者」	「障害者」												
28, 30	「認知症」	「痴呆」												

改正前	改正後
<p>平成 17 年 3 月発行</p> <p>-----</p> <p>山武中央合併協議会事務局</p> <p>〒289-1392</p> <p>千葉県山武郡成東町殿台 296 番地</p> <p>成東町保健福祉センター 3 階</p> <p>TEL:0475-80-1300</p> <p>E-mail:office@sanbu-gappei.jp</p> <p>URL:http://www.sanbu-gappei.jp</p>	<p>奥付 平成 17 年 3 月発行</p> <p>平成 28 年●月改訂</p> <p>-----</p> <p>山武中央合併協議会事務局</p> <p>山武市</p> <p>〒289-1392</p> <p>千葉県山武市殿台 296 番地</p> <p>(削除)</p> <p>TEL:0475-80-1132</p> <p>E-mail:kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp</p> <p>URL:http://www.city.sammu.lg.jp</p>

